

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第2条第2項第1号キの規定により、以下の建築物を令和3年8月12日付けで同条例の対象建築物として指定しましたので、公告します。

令和3年8月17日

京都市長 門川大作

1 建築物の名称

何有荘 草堂

2 建築物の所在地

京都市左京区栗田口大日山町10番10, 10番11, 10番14及び10番15並びに南禅寺福地町9番1, 45番, 45番1, 46番, 61番3, 62番4及び62番5

3 建築物の概要

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 建築年代 | 1917年(大正6年)頃 |
| (2) 構造 | 木造 |
| (3) 階数 | 地上平屋建て |

(都市計画局建築指導部建築指導課)